

「令和5年度部長秘書業務に係る労働者派遣業務」審査基準書

審査項目	審査内容	配点
提案内容	令和5年4月1日から派遣労働者を必要数派遣できる体制を整えているか。	70
	業務に必要なスキルを備えた派遣労働者を安定して派遣することができるか。	
	派遣労働者の選考及び配置基準は、本業務を実施するに当たり適切なものであるか。	
	派遣労働者に対する研修及び派遣期間中の随時かつ適切なサポートができる体制であるか。	
	個人情報適切な取扱いのための体制が整っているか。	
運営体制	業務実施体制は十分か。	10
経済性	経費の積算が妥当であるか。	10
実績	過去に本業務と同等程度の業務実績があるか。	10
合計		100

【審査方法】

- (1) 審査員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての審査員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を労働者派遣事業者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、以下の優先順位に従い決定する。
 - ① 最高点を付けた審査員が多いもの
 - ② 審査員による協議
- (4) 申請が1者だけの場合、審査員の合計点数が480点（満点800点×6割）以上になったとき、その参加者を労働者派遣事業として決定する。

【評価基準（5段階）】 ※下記を基準に係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案